

夕張市介護保険事業者等における事故等発生時の事務取扱要綱

第1 趣 旨

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく施設及び事業者（以下「事業者」という。）において、入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）に対するサービス提供中の事故、法人役・職員による不法行為、虐待等（以下「事故等」という。）が発生した場合の事業者から夕張市への報告の取扱いを定め、事故等発生時において適切かつ迅速な対応をとるとともに、事故等の発生原因や再発防止策の実効性を検証し、入所者等に対するサービスの質の向上及び施設等の運営の適正化を図ることを目的とする。

第2 報 告

1 報告の対象となるサービス

報告の対象となるサービスは、事業者が行う介護保険適用サービス及び法第115条の45に規定する事業とする。

2 報告の範囲等

次の事故等が発生した場合は、入所者等の家族、市長、入所者等の加入する介護保険の保険者及び入所者等に係る居宅介護支援事業所、居宅介護予防支援事業所に報告すること。

なお、報告対象は、事業者の過失の有無を問わず利用者が施設等にいる間に発生した事故等とする。また、送迎・通院等の間に発生した事故等については、利用者の同乗の有無にかかわらず報告対象とする。

(1) 重大な事故等（直ちに報告）

ア 入所者等の死亡事故

イ 役・職員の不法行為（預かり金着服・横領等）

ウ 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）

エ 入所者等の不法行為

オ 入所者等の失踪・行方不明（捜索願を出したもの）

カ 火災（消防機関に出動を依頼したもの）

キ その他ア～カ以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事項（報道される可能性がある事案を含む）

注) 入所者等が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性がある場合は、報告すること。ただし、検死の結果、病死であることが確認された場合は、報告不要とする。

(2) 上記(1)以外の事故

- ア 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
- イ 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
- ウ 無断外出(見つかった場合)
- エ その他報告が必要と認められるもの(交通事故等)

3 報告の様式等

前項の報告のうち、市長への報告については、事故等発生状況報告書(別記様式(以下「報告書」という。))を使用し、行うものとする。

ただし、第1報には報告書の1から6の項目までについて可能な限り記載するものとする。

4 報告手順及び期限

(1) 事業者は、2(1)に規定する事故等が発生した場合は、直ちに市長に電話連絡をするとともに、当該連絡をした日から5日以内に第1報を提出し、その後、状況変化等必要に応じて、追加の報告を提出しなければならない。

(2) 事業者は、2(2)に規定する事故等が発生した場合は、事故発生後又は事故発覚後5日以内に第1報を提出し、その後、状況変化等必要に応じて、追加の報告を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。